

愛媛賃審発第 2592 号
令和 8 年 10 月 21 日

愛媛労働局長
丹羽 啓達 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 28 日付け愛媛労発基 0728 第 3 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内でパルプ製造業又は紙製造業（機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業及び建材原紙製造業を除く。以下同じ。）及びこれら産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がパルプ製造業又は紙製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （１）１８歳未満又は６５歳以上の者
 - （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
 - （３）次の業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務
 - ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
１時間１，１６９円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生の日
令和８年１２月２５日指定